

奈良市公報

第152号

令和7年9月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
8	22	36	奈良市公報号外第24号に掲載	議会事務局議事調査課

告 示

月	日	番号	件名	主管
8	18	407	放置自転車等の保管	環境政策課
8	18	408	奈良市公報号外第24号に掲載	都市政策課
8	19	409	特定計量器の定期検査の実施	産業政策課
8	19	410	奈良市公報号外第24号に掲載	長寿福祉課
8	19	411	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	市民課
8	22	412	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
8	22	413	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8	22	414	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	22	415	平成22年奈良市告示第68号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正	建築指導課
8	25	416	放置自転車等の保管	環境政策課
8	27	417	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	29	418	奈良市議会定例会の招集	総合政策課

監 査

月	日	番号	件名
8	21	16	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
8	18	47	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
8	29	17	奈良市公報号外第24号に掲載	企業総務課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
---	---	----	----	----

令和7年9月16日
(火曜日)

奈良市公報

第152号

8 19 13 定例教育委員会を開催

教育政策課

告

示

奈良市告示第 407 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 8 月 14 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 8 月 18 日掲示済）

奈良市告示第 409 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するため、同法第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

区域	区分	検査する年月日	検査する時間	検査する場所
市内全域（月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く。）	質量計	令和 7 年 10 月 6 日から令和 7 年 10 月 31 日まで	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	質量計の所在地
		令和 7 年 11 月 4 日から令和 7 年 11 月 28 日まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで	奈良市計量検査所
		令和 7 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで	午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	質量計の所在地

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号）において行う。

(令和7年8月19日揭示済)

奈良市告示第411号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年8月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和6年4月1日～令和7年3月31日閲覧者

(市 民 課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢 豊 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第17回メディアに関する全国世論調査」	令和6年4月30日	苅辻町三丁目 満18歳以上(平成18年6月末日まで生まれ)日本人の男女個人 20人
奈良県 知事公室国際課長 人見 達哉	「奈良県在住外国人向けアンケート調査」	令和6年5月2日	奈良市内一円(日本人住民以外) 平成18年4月1日までに生まれた男女(日本人住民以外) 1,484人
国土交通省 観光庁 観光戦略課 課長 河田 敦弥 株式会社 RJCRリサーチ 代表取締役 野口 将和	「旅行・観光消費動向調査」	令和6年5月14日	青山一丁目、青山二丁目 日本国籍の0歳以上男女個人 85人
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」	令和6年5月15日	川上町873-1～ 満18歳以上(平成20年6月末日まで生まれ)の日本人男女 14人
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 谷川 知実 株式会社 マーケティング・リサーチ・サービス 代表取締役 岩川 恵理子	「淀川河川環境整備事業に関するアンケート調査」	令和6年5月17日	下狭川町、興ヶ原町、阪原町、須川町、生境里町、青山一丁目～八丁目、川上町、大平尾町、大柳生町、丹生町、南庄町、忍辱山町、般若寺町、北村町、柳生下町、柳生町、邑地町 18歳以上の成人男女 340人
内閣府大臣 官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「国立公園に関する世論調査(附帯:水循環)」	令和6年5月22日	大宮町四丁目260～ 満18歳以上(平成18年6月末日まで生まれ)の日本人男女 16人
内閣府大臣 官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「脳卒中や心臓病等に関する世論調査(附帯:食育)」	令和6年5月29日	南京終町七丁目525～563 満18歳以上(平成18年6月末日まで生まれ)の日本人男女 17人
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「日常生活に関するアンケート調査」	令和6年6月6日	高畑町35-3～、疋田町二丁目、疋田町三丁目3～ 満15歳以上78歳以下(昭和19年8月1日から平成21年7月末日まで生まれ)日本人の男女 78人
内閣府大臣 官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「国民生活に関する世論調査」	令和6年7月3日	西大寺国見町一丁目 満18歳以上(平成18年7月末日まで生まれ)の日本人男女 16人
朝日新聞社 メディア事業本部 マーケティング部 部長 小島 雄一 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2024年 新聞およびWeb利用に関する総合調査」	令和6年7月3日	法蓮町1000番地～ 満15歳以上(平成21年8月末日まで生まれ)の日本人男女 25人
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター 院長 松下 幸生 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「飲酒と生活習慣に関する調査」	令和6年7月9日	針塚町 20歳以上(平成16年7月末日まで生まれ)の日本人男女 28人
内閣府大臣 官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「男女共同参画社会に関する世論調査」	令和6年7月9日	大安寺町543-5～572-4 満18歳以上(平成18年8月末日まで生まれ)の日本人男女 15人
総務省 大臣官房総括審議官 湯本 博信 一般社団法人 調査科学協会 理事長 井田 潤治	「通信利用動向調査」	令和6年7月22日	①東紀寺町一丁目 ②五条畑一丁目 ③学園大和町五丁目 ④富雄北三丁目 20歳以上(平成16年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人) 一区分から、一定間隔にて43人の世帯構成員を抽出(計4区分、合計172世帯)

令和6年4月1日～令和7年3月31日閲覧者

(市 民 課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称 又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代 表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本銀行 情報サービス局 局長 小牧 義弘 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」	令和6年8月7日	東九条町 20歳以上(平成16年10月31日まで生まれ)の男女 15人
内閣府大臣官房政府広報室長 畠山 貴晃 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「外交に関する世論調査」	令和6年8月13日	東九条町232-4～ 満18歳以上(令和6年9月30日現在)の日本人男女 16人
内閣府孤独・孤立対策推進室長 江波 武志 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」	令和6年9月10日	神殿町 16歳以上の男女(平成20年12月1日までに生まれ) 40人
NHK放送文化研究所 世論調査部長 熊田 佳代子 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「全国メディア意識世論調査」	令和6年9月17日	春日野町、川上町 16歳以上(平成20年9月末日まで生まれ)の男女 12人
こども家庭庁成育局安全対策課長 近藤 裕行 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「青少年のインターネット利用環境実態調 査」	令和6年9月18日	今市町、柴屋町、山町、田中町、窪之庄町 0歳～17歳(平成18年11月2日から令和6年11月1日生まれ)男女個人 20人
奈良県 こども・女性局 こども・女性課長 株式会社エム・アルビジネス 代表者 榎谷 忠則	「奈良県こども・若者実態調査」	令和6年10月1日	法華寺町、法蓮町、三条本町、大宮町二丁目、大宮町四丁目、六条西三丁目、押熊町、中 山町、山崎町、秋篠町、菅原町、学園大和町六丁目、鶴舞西町、学園朝日町、中登美ヶ丘 一丁目、中登美ヶ丘四丁目、中登美ヶ丘六丁目、学園新田町、三松一丁目、富雄川西二丁 目、富雄元町一丁目、中町、藤ノ木台一丁目、鳥見町三丁目、学園中五丁目、帝塚山西一 丁目、紀寺町、富雄北一丁目、富雄北三丁目、三雄五丁目、高畑町、左京二丁目、左京三 丁目、東九条町、北永井町、神殿町、古市町、大森町、西木辻町 平成18年9月2日から平成23年9月1日に生まれた満13歳以上17歳以下男女個人 一地点10人 (西木辻町のみ7人)
文化庁 国語課長 村瀬 剛太 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「国語に関する世論調査」	令和6年11月21日	山町 16歳以上(平成20年12月末日まで生まれ)の日本人男女個人 18人
国立大学法人 山形大学 人文社会科学部部長 森岡 卓司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「環境問題に関する意識と行動:2025年全国 調査」	令和6年11月21日	西大寺新町一丁目 18歳以上79歳以下(昭和20年1月1日～平成18年12月末日まで生まれ)の日本人男女個人 19人
国立大学法人 東京大学 社会科学研究所 所長 宇野 重規 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「仕事と生活に関する全国調査」	令和6年12月24日	二条大路南五丁目、二条町三丁目、二条町二丁目 満20歳以上満79歳以下(昭和20年1月1日～平成16年12月末日まで生まれ)の日本人男女 個人 25人
学校法人 津田塾大学 学長 高橋 裕子 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた 全国調査」	令和6年12月24日	六条西一～五丁目、二条大路南一～四丁目、三条大路五丁目、四条大路一丁目、三～五 丁目 満1歳(令和5年1月1日～令和5年12月31日まで生まれ)の日本人男女個人 16人
一般財団法人 日本宝くじ協会 理事長 山口 一久 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「宝くじに関する世論調査」	令和7年1月16日	雑司町 満18歳以上(平成19年3月末日まで生まれ)の日本人男女個人 22人
東京経済大学 学長 岡本 英男 株式会社 山手情報処理センター 代表取締役 村本 克巳	「日本人の情報行動調査」	令和7年3月26日	大安寺六丁目 13歳～79歳(昭和21年1月2日～平成24年1月1日)の男女(日本人のみ) 20人

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日閲覧者

(西部出張所住民課)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「2024年 全国放送サービス 接触動向調査(テレビ・ラジオな どがどのように見聞きされている かをあつねずねる調査)」対象者 抽出のため	5月13日	中町 15人 7歳以上の日本人の男女(平成29年12月末日まで生まれ)
内閣府大臣官房政府広報室 室長 廣瀬 健司 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「身近な環境(水辺、緑地、大気 など)に関する世論調査」対象者 抽出のため	7月29日	あやめ池南二丁目6 15人 18歳以上の日本人の男女(平成18年9月末日まで生まれ)
公益財団法人 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「活動量計による身体活動・ス ポーツの実態把握調査」対象者抽 出のため	8月28日	三松ヶ丘 27名 20歳から79歳の男女(昭和19年11月2日～平成15 年11月1日生まれ)
内閣府政策統括官(共生・共助担当)付高 齢社会対策担当企画官 須藤 圭亮 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	高齢社会対策総合調査(高齢者の 経済生活に関する調査)対象者 抽出のため	8月30日	帝塚山一丁目13～44 20名 60歳以上の男女(昭和39年9月30日以前に生まれた 者)
消費者庁 長官 新井 ゆたか 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	「令和6年度消費者意識基本調 査」対象者抽出のため	9月5日	南登美ヶ丘8～34 25名 15歳以上の日本国籍を有する男女(平成21年10月31 日以前に生まれた者)
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」対象 者抽出のため	10月30日	富雄元町一丁目4～ 14人 16歳以上の日本人の男女(平成20年12月末日までに生 まれた男女)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 熊田 佳代子 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「デジタル社会に関する国際比較 調査」対象者抽出のため	10月30日	学園朝日町 12人 18歳以上の男女(平成18年12月末日まで生まれ)
一般財団法人 日本宝くじ協会 理事長 山口 一久 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「宝くじに関する世論調査」対象 者抽出のため	1月21日	あやめ池北三丁目 22人 18歳以上の日本人の男女(平成19年3月末日まで生まれ)
日本銀行 情報サービス局 局長 小牧 義弘 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調 査」対象者抽出のため	1月29日	中山町西二丁目、中山町西三丁目 15名 20歳以上の男女(平成17年4月30日生まれまで)
公益財団法人 生命保険文化センター 代表理事 浅野 徹也 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2025年度 生活保障に関する調 査」対象者抽出のため	2月7日	中山町西三丁目 36名 18歳以上79歳以下の日本人男女 (昭和20年4月1日から平成19年3月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 熊田 佳代子 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「戦後80年に関する意識調査」対 象者抽出のため	3月4日	藤ノ木台一丁目、二丁目、三丁目 15名 12歳～18歳の日本人男女 (平成19年4月2日～平成25年4月1日生まれ)

令和6年4月1日～令和7年3月31日閲覧者

(北部出張所)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 内閣府大臣官房政府広報室長 畠山 貴晃 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「基本的法制度に関する調査」 (令和6年度第8回)	9月6日	朱雀三丁目15(12棟～16棟、12棟～16棟1棟～5棟、) 18歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の日本人の男女 16人
一般財団法人 ゆうちょ 理事長 小笠原 倫明 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第6回 家計と貯蓄に関する調査」	9月18日	右京三丁目8～ 20歳以上(平成16年10月末日まで生まれ)の日本人の男女 20人
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 院長 松下 幸生 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」	10月30日	神功三丁目 10歳以上79歳以下(昭和20年1月1日～平成26年12月31日まで生まれ)の日本人の男女 23人
国立大学法人東京大学社会科学研究所 所長 宇野 重規 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「社会階層と社会移動に関する全国調査研究」	12月19日	左京三丁目 満20歳以上79歳以下(昭和20年1月1日～平成16年12月末日まで生まれ)の日本人の男女 25人
NHK放送文化研究所 世論調査部長 熊田 佳代子 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「戦後80年に関する意識調査」	3月7日	神功六丁目 18歳以上(平成19年3月末日まで生まれ)の日本人の男女 12人

(令和 7 年 8 月 19 日 掲 示 済)

奈良市告示第 412 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良みあとクリニック	奈良県奈良市大安寺町 514-1-C3	令和 7 年 6 月 30 日
なら三条歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町二丁目 1 番 6 号	令和 7 年 6 月 30 日
明崎歯科医院	奈良県奈良市高畑町 1073 中尾ビル 2F	令和 7 年 7 月 6 日

(令和 7 年 8 月 22 日 掲 示 済)

奈良市告示第 413 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良登美ヶ丘ハートクリニック	奈良市中登美ヶ丘一丁目 793 番 36 号	令和 7 年 8 月 1 日
奈良みあとクリニック	奈良市大安寺町 514-1-C3	令和 7 年 7 月 1 日
たかばたけ歯科クリニック	奈良県奈良市高畑町 1073-2	令和 7 年 7 月 7 日
なら三条歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町二丁目 1-6	令和 7 年 7 月 1 日
ハート薬局奈良登美ヶ丘店	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 793 番地 17 中登美団地 A17 号棟 1 階 101	令和 7 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションアウル	奈良県奈良市神功二丁目 4 番地の 18	令和 7 年 7 月 1 日
おうとく訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄町 736-1 奈良事務機本館 104 号室	令和 7 年 7 月 1 日

(令和 7 年 8 月 22 日 掲 示 済)

奈良市告示第 414 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 6 月 3 日 奈良市指令整開 第 25A-4 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 8 月 22 日 第 1953 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市窪之庄町 132 番 3 (1 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市松山町一丁目 9-22 ケーズメゾン松山 302

坂田 祥一

奈良市窪之庄町 132 番地の 1

坂田 純次

(令和 7 年 8 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 415 号

平成 22 年奈良市告示第 68 号(建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 2 項第 1 号中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項若しくは第 4 項」に改める。

(令和 7 年 8 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 416 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 8 月 20 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和 7 年 8 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 417 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の

届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	丸田 博昭 奈良市中山町 45 番地の 56	櫻井 英典 奈良市中山町 49 番地の 14

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 8 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 418 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 5 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 7 年 8 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 7 年 8 月 29 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 21 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

奈 企 第 5 2 2 号

令和 7 年 8 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同 寺 川 拓 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和 2 年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第 3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

①水道事業について

【結果 1】

経営戦略については、適宜見直し、フォローアップを実施する必要がある。

(経営企画課)

【監査結果】

経営戦略が真に実行され経営の実効性をより高めていくためには、計画と実績の対比、その結果に基づく改善処置、適宜の経営戦略の見直しが必要となる。しかしながら、奈良市企業局においては平成 27 年度に中長期計画の見直しを予定していたが、実際には行われなかった。また、実績との対比についても内部資料に留まるのみであり、有効に活用されているとは言い難い状況であった。

現在の中長期計画は平成 23 年度の改訂後約 10 年が経過し、人口や財政状況といった計画の前提条件や、平成 30 年に水道法が改正されたように水道を取り巻く環境も当時と変化している可能性がある。また、近年は特に自然災害の発生など、想定外と言われていた事象が頻繁に発生していることから、事業の運営状況を適時適切に把握し、経営戦略の見直しを適時に行っていくことの重要性がより増している。

従って、記載にあるように 3 年から 5 年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要がある。

なお、現在、管路整備計画の策定、また、後述するアセットマネジメントの実施作業も同時並行で実施しており、令和 5 年度運用開始を目標として中長期計画の見直しを実施している。

【措置の内容】

令和 6 年 11 月 20 日に中長期計画及び経営戦略を一体化して作成した「奈良市水道事業中長期計画（R6 改訂）VISION2031」を策定し企業局ホームページ上で公表しました。

第 3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

①水道事業について

【結果 2】

アセットマネジメントを適宜実施する必要がある。

(経営企画課)

【監査結果】

奈良市企業局においては、平成 22 年度から、現有資産の検証作業を始めており、今後は具体的な資産データの整理手法について検討し、また他都市における手法についての調査も行い、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するための効率的なアセットマネジメントを実施していくとしている。しかしながら、平成 26 年度において資産調査を行ってはいるものの、当該調査結果から、更新計画の修正若しくは再策定、又は、財政収支の見通しについての再検証等はなされておらず、中長期的な視点での経営管理がなされているとは言い難い状況である。

中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、財源の裏付けを有する計画的な更新投資が可能となり、また、水道施設の健全性や更新事業の必要性・重要性について、水道利用者や議会等に対する説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営を達成するためにも、アセットマネジメントを実施することが求められる。

なお、令和 5 年度の運用開始を目標として中長期計画の見直し実施しているが、そこではアセットマネジメントが考慮されたものとなる予定となっている。

【措置の内容】

更新需要は、急激な水道料金の高騰を招くことがないよう、更新対象の延命化やダウンサイジングによる規模適正化、状態監視保全の考え方及び近年の更新実績等を勘案した判断が必要となります。このことを踏まえ、令和 6 年度に公表した中長期計画においては、いくつかの投資シナリオから収支のシミュレーション及び資産の健全度を総合的に考慮した最適な投資計画を採用することとしました。

第 3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

③水道事業及び下水道事業に共通の事項

【結果 5】

経営戦略の策定後、その進捗度や実施結果について、積極的な住民、議会への説明責任を果たされたい。

(経営企画課)

【監査結果】

(1) ②厚生労働省の動向及び (1) ③国土交通省の動向に記載したように、経営戦略の策定、実行により、経営に関する目標とリスクの明確化、また、保有施設に関してリスク評価による客観的な点検・調査及び改築・修繕の優先順位に基づく施設管理、長期的な事業見通し等が実現でき、住民、議会への説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図ることができる。この点、奈良市企業局においては、単年度の予算及び決算はホームページ上で公開されており、また、水道事業に関する経営戦略はホームページ上で公開されているが、【結果 1】で述べたように計画と実績の対比

が行われていないため、経営戦略の進捗状況等、実施結果については広く住民や議会への公開がなされていない状況にある。

経営戦略については、3年から5年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要があることは【結果1】で述べたとおりである。さらに、経営戦略の進捗状況等、実施結果についても、適宜住民や議会へと公開することで、説明責任を果たし、より透明性のある経営が行えるものと考えられる。従って、今後は説明責任を果たすためにも、経営戦略の進捗状況等、実施結果についてもホームページに掲載するなど広く住民や議会へと公開していく必要がある。

【措置の内容】

令和6年11月20日に「奈良市水道事業中長期計画（R6改訂）VISION2031」をホームページ上で公開し、上記計画内に経営戦略の内容は含まれております。また、令和7年度中に下水道事業中長期計画の策定も予定しており、同様にホームページ上で公開を予定しております。

第3 包括外部監査の結果及び意見

4 収入・債権管理

(3) 未収額の状況

①未収額の状況

(イ) 結果及び意見

【結果8】

不納欠損処分が適切な時期に実施されていない。適切な時期に不納欠損処理する必要がある。

(給排水課)

【監査結果】

奈良市企業局では、滞留している未収金について、時効到来時でなく年度決算時に一括で不納欠損処分を実施している。さらに、不納欠損処分の対象は同一事業年度に調定した未収金とし、当該未収金のうち最も遅い時効到来時期が属する事業年度末に不納欠損処分をしている。

(中略)

その結果、不納欠損処分の対象のうち、大部分の未収金は前年度末には時効が到来済みであり、最も早く時効が到来した未収金は1年10か月程度も時効を経過した後に不納欠損処分されていることになる。不納欠損処分は、既に調定されている債権のうち、消滅時効の完成等によって債権が消滅した場合に、未収納の債権の額から消滅した債権の額を除外するための決算上の処理で経常的な処理ではないため、年度末の決算手続で一括で実施することは理解できる。しかし、時効が到来した時期が属する事業年度末でなく、翌年度末に不納欠損処分することは適切であるとはいえない。特に、下水道使用料は公債権であることから時効が到来した時点で債権は消滅しているはずであり、不納欠損処分までの期間が長ければ長いほど、消滅済の債権を回収する可能性が高くなる。少なくとも、時効が到来した時期が属する事業年度末には不納欠損処分を実施する必要がある。

なお、令和元年度に不納欠損処分した未収金について、調定期時と時効起算日、そこから導かれるあるべき不納欠損処分時期と、奈良市企業局の不納欠損処分時期を表すと次のとおりとなる。

(表省略)

【措置の内容】

令和5年度の料金システムの時効管理プログラム改修において、調定ごとかつ上下水道の債権の種類別に時効を登録・管理できる機能を実装し、令和6年度から時効が到来した時期が属する事業年度末に不納欠損しております。ただし、時効の起算点について一部見直しが必要となる部分が生じたため、令和8年度に実施予定である料金システム更改において調整を行う見込みです。

第3 包括外部監査の結果及び意見

6 財産管理

(2) たな卸資産管理

②たな卸資産の出納及び実地たな卸

(ウ) 結果及び意見

【結果15】

実効性ある実地たな卸マニュアルの策定が必要である。

(送配水管理センター)

【監査結果】

奈良市企業局では、会計規程第 78 条で実地たな卸について定めている。会計規程では、たな卸明細表の作成と報告、実地たな卸担当者以外の職員の立会い、といった基本的な事項は定めているものの、実地たな卸担当者が実際にどのように実地たな卸を実施し記録するのか、といった具体的に従うべき指針や方法までは定めていない。その結果、実地たな卸が属人的に行われ、実地たな卸の測量記録が残されていないなどの不備が見受けられた。各人が統一的な方法で実地たな卸を行えるよう、実務レベルに落とし込んだ実効性ある要領やマニュアルを整備する必要がある。

【措置の内容】

令和 6 年度末に、薬品量を正確に把握するための計測機器を設置する工事が完成しました。また、令和 4 年度末に完成した計測数値を用いた報告書の様式を基に、実地たな卸マニュアルを策定し、令和 7 年度から運用を開始しています。

第 3 包括外部監査の結果及び意見**6 財産管理****(2) たな卸資産管理****②たな卸資産の出納及び実地たな卸****(ウ) 結果及び意見****【結果 16】**

たな卸数量差異の処理方針を再検討する必要がある。

(送配水管理センター)

【監査結果】

奈良市企業局は、毎月の実地たな卸でカウントした現物数量と、日々の使用量を基に算出した理論値数量の差異(以下「たな卸数量差異」という。)を把握しているものの、会計処理は理論値数量を基に実施しており、たな卸数量差異は処理していない。これは、たな卸数量差異を、理論値数量の確からしさを検証するために把握しているにすぎないと考えているからである。しかし、たな卸数量差異が理論値数量の 7%を超えているにもかかわらず理論値数量を利用し続けている拠点があり、これでは会計上の数値が実態と乖離するおそれがある。たな卸数量差異が僅少であれば、理論値数量を基に会計処理を実施することは許容されると考えられるが、たな卸数量差異が大きければ実際の数量をカウントした現物数量で会計処理する必要がある。どの程度のたな卸数量差異が発生すれば現物数量を基に会計処理するのか、処理方針を再検討する必要があると考えられる。

【措置の内容】

令和 6 年度末に、薬品量を正確に把握するための計測機器を設置する工事が完成したことに伴い、改めてたな卸数量と理論値数量の差異を検証した結果、現在たな卸数量差異は 0.7%に改善されたため、理論値数量を基に会計処理をする方針としました。

(令和 7 年 8 月 21 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 47 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号)第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 18 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
吉田設備	吉田 文男	奈良市池田町 136 番地	令和 7 年 8 月 14 日

(令和 7 年 8 月 18 日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 13 号

令和7年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和7年8月19日

奈良市教育委員会
教育長 北谷雅人

1 日 時

令和7年8月26日（火） 午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）財産の取得について

教育長報告（2）財産の取得について

教育長報告（3）市立幼稚園の再編方針について

議事

議案第16号 令和7年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和6年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第17号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部改正について

議案第18号 令和8年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

その他報告事項

その他報告事項（1）奈良市立小学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

（令和7年8月19日揭示済）